

お手続き方法

お申込にあたっては、『SMBCダイレクト／外国送金サービスをご利用にあたってのご留意点』をご確認いただき、以下の方法にてお申込ください。

手順①

申込書、個人番号告知書(※)に必要事項をご記入・捺印してください。
※個人番号(マイナンバー)が付番されていないお客さまは、ご提出は不要です。

注意事項

- ご記入内容に誤りがある場合は訂正・削除箇所を二重線で消し、訂正印(お届け印)をご捺印ください。

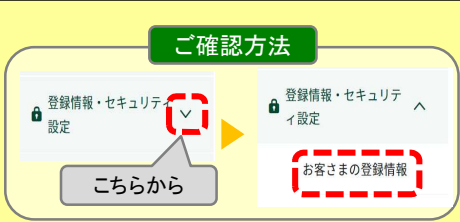


手順②

封筒に申込代表口座を記入してください。

注意事項

- 封筒の表面には、必ず**SMBCダイレクトの申込代表口座店を記入**してください。申込代表口座店は、SMBCダイレクトにログイン後、画面左の『登録情報・セキュリティ設定』メニューからご確認ください。



手順③

下記(ア)(イ)のいずれかをご同封のうえ、ご送付ください。
(お名前・ご住所・個人番号を確認させていただくために必要です)

(ア) マイナンバー通知カードのコピー および 以下のいずれかのご本人さま確認書類(注)のコピー

(注) 顔写真のない書類(下記★)の場合、これらのうち別の1点を合せてご同封いただくか、「国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証書」または「納税証明書」のいずれか1点のコピーを合せてご同封ください。

運転免許証	有効期限内のもの ※現在のご住所が裏面に記載されている場合は、表面に加えて裏面のコピーも必要です。
パスポート	有効期限内のもの ※写真があるページと所持人記入欄(住所の表示があるページ)をコピーしてください。
★ 資格確認書	有効期限内のもの ※ご住所、生年月日が入ったものに限ります。 住所が裏面に記載されている場合は、裏面のコピーも同封してください。
★ 印鑑証明書	発行日より6ヵ月以内のもの ※発行日と区長印(市・町・村長印)が入ったものをコピーしてください。
★ 住民票	発行日より6ヵ月以内のもの ※発行日と区長印(市・町・村長印)が入ったものをコピーしてください。
住民基本台帳カード (顔写真付き)	有効期限内のもの ※顔写真、お名前、ご住所、生年月日が入ったものをコピーしてください。

(イ) 個人番号カードのコピー (表・裏両面)

注意事項

- 確認書類のご同封のない場合や、申込書に記載の住所と確認書類に記載の住所が一致しない場合は、本申込書を一旦返却させていただきます。
なお、お送りいただきました書類のコピーにつきましてはご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、原本をお送りいただいた場合も返却しませんのでご了承ください。
- 個人番号が付番されていないお客さまは、ご本人さま確認書類のコピーのみご同封ください。

SMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってのご留意点

以下の各項目はSMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってご確認いただきたい主な項目です。ご理解のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

ご留意点

事前登録および送金依頼時に共通のご留意点

- ①送金受取人口座の事前登録や事前登録を行った口座への送金依頼に関する内容が**外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等に抵触する等、法令・規制上実行不可能な場合等は手続をお断りさせていただきます。**
- ②弊行はお客さまのお取引が、外国為替および外国貿易法第17条に基づき各種規制の対象取引ではないこと、また米国法規制遵守の観点から、米国OFAC規制にかかる取引ではないことを確認しております。つきましては、本サービスでお取引をご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことをご確認の上、お手続を行ってください。外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制に関する詳細は、裏面をご参照ください。
- ③上記規制に基づき、**慎重な取扱が必要な送金に関しては、本サービスでは受付できない場合もございます。**その場合は店頭でのお手続が必要になり、窓口の手数料となります。また、店頭で確認した結果、手続をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。
- ④送金受取人口座の事前登録や送金依頼時に、依頼内容の確認をさせていただくため、弊行からお手続時にご登録いただいた日中連絡先、または連絡用電子メールアドレスあてに、ご照会をさせていただくことがあります。**連絡がつかない等の理由から一定期間、ご照会事項等が解消されない場合は、事前登録や送金依頼の受付を取消させていただきます。**
- ⑤送金依頼人とは別に真の送金依頼人が存在するお取引(※)、および送金受取人とは別に真の送金受取人が存在するお取引(※)については、SMBCダイレクトによる外国送金(含む、国内外貨建送金)の受付はできません。(※)送金依頼人/受取人以外の第三者(真の送金依頼人/受取人)の指示または依頼を受けて、当該第三者のために行うお取引等を指します。たとえば、送金受取人が金融機関・資金移動業者で、真の受取人が別に存在するお取引等が挙げられますが、これに限りません。

送金受取人口座の事前登録について

- ①**送金受取人口座の事前登録のお手続が完了した場合でも、送金依頼の結果、口座番号や口座名義相違等の理由で相手先に入金されない場合があります。事前登録を行う際には、受取人に正しい口座情報をご確認のうえ、正確にご登録ください。**
- ②事前登録が完了した送金受取人口座であっても、その後の法令・規制の改定等により外国送金の手続をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

事前登録を行った送金受取人口座への送金依頼について

- ①事前登録を行った口座への送金依頼を受け付けた場合、送金取組日に送金資金および送金手数料等を引き落としします。**送金取組日の受付時限で出金口座の残高が不足している場合は実行しません。**また、取引が成立していない場合も弊行から連絡はいたしません。なお、お取引の結果については、SMBCダイレクトにログイン後、「外国送金⇒外国送金明細の確認」メニューでご確認いただけます。
- ②送金金額の上限につきまして、弊行ホームページ等で「1日あたりの送金金額は300万円以内、1ヵ月あたりの送金金額は500万円以内」と案内しておりますが、一部の国・地域につきましては、「1ヵ月あたりの送金金額が100万円以内かつ年間あたりの送金金額が300万円以内」の上限(「1ヵ月」は受付日から30日前以降の送金、「年間」は受付日から365日前以降の送金の合計金額です)となっておりますのでご了承ください。なお、対象国・地域につきましては、開示しておりません。
- ③事前登録を行った口座への送金依頼時に、関係銀行に伝達される依頼人名および依頼人住所は、SMBCダイレクト/外国送金サービスのお申込時にご登録いただいた申込人の英文名・英文住所となります。
- ④事前登録を行った口座(誤って入力した場合を含む)に送金取組後、資金を戻す場合は、弊行における組戻手数料として4,000円(消費税非課税)がかかります。この場合、関係銀行からの資金返却後に資金をお戻しますが、関係銀行での組戻手数料および為替の状況等により損失となる可能性があります。関係銀行より組戻手数料が後日請求された場合は、手数料等引き落とし口座から引き落とします。なお、組戻依頼を行った場合でも、関係銀行や受取人が組戻に応じない場合は資金をお戻しできないこともありますのでご了承ください。再度送金を行うと同様の組戻が発生する可能性があるため、送金受取人口座の内容をご確認の上、再度事前登録、送金依頼を行ってください。

ご依頼人さまの住所について

- ①送金資金および送金手数料等の計算書は、ご本人さま確認書類に記載された住所あてに転送不要郵便として送付します(転送先への転送は行いません)。郵便不着等の理由で計算書が弊行に返戻された場合は、本サービスのご利用が出来なくなります。
- ②お届けのご住所が現住所と異なる場合は、住所変更手続をお願いします。

ご留意点

【「マネー・ローンダリング防止」、「テロ資金供与防止」への対応について】

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

これにより、銀行等の金融機関等においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)等の法律で求められている事項だけではなく、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の事項を追加で確認することが求められています。

お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

詳細については、左記全銀協ホームページをご確認下さい(<https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundering/>)。

【外国為替及び外国貿易法について】

各銀行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないこと、もしくは許可を得ているを確認する義務があります。

外為法における各種規制に関する詳細については、弊行下記ホームページをご参照ください。



SMBCトップ>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>「外国為替及び外国貿易法」における各種規制
(<https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help.gaikokusoukin/6.html>)

詳細ホームページをご確認ください。(<https://www.mof.go.jp/policy/index.html>)

【米国OFAC規制について】

米国政府は外交政策・国家安全保障に基づき、特定の国または法人・個人を経済制裁対象として指定し、資産凍結等の経済的な制裁措置や禁輸措置を実施(OFAC規制)しています。

米国OFAC規制に関する詳細については、弊行下記ホームページをご参照ください。



SMBCトップ>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>米国OFAC規制
(<https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help.gaikokusoukin/7.html>)

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づきお客さま等の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます）を取扱います。

当行はお客さま等の特定個人情報を取り扱うに当たり、関係法令・ガイドライン等、当行が策定し公表しているプライバシーポリシー、お客さま等の個人情報の取扱いについて当行の諸規程を遵守いたします。

記

業務内容	○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○ 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ○ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ○ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ○ ダイレクトメールの発送等の方法により、お客さまのニーズにあった金融商品やサービスに関する各種ご提案を行うため（お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった商品やサービスに関する広告を配信することを含みます） ○ 広告を含むマーケティング領域等における提携会社等の各種商品・サービスに関する個別のご提案・ご案内を行うため（お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告を配信することを含みます） ○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ○ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
特定個人情報の利用目的について	当行は、お客さま等の個人番号を取得するに当たり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。当行の個人番号の利用目的については、以下の通りです。 ● 利子等に関する法定書類作成事務 ● 金融商品取引に関する法定書類作成事務 ● 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ● 証券代行業務に関する法定書類作成事務 ● 生命保険契約等に関する法定書類作成事務 ● 損害保険契約等に関する法定書類作成事務 ● 株式等または信託受益権の譲渡の支払取引に関する法定書類作成事務 ● 先物取引に関する法定書類作成事務 ● 金地金等取引に関する法定書類作成事務 ● 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ● 信託取引に関する法定書類作成事務 ● 国外送金等取引に関する法定書類作成事務 ● 報酬等支払に関する法定書類作成事務 ● 不動産の使用料等の支払調書作成事務 ● 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務 ● 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務 ● 預貯金口座付番に関する事務 ● 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務 ● 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務

なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定められた機微（センシティブ）情報は、銀行法施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

以 上

SMBCダイレクト／外国送金サービス申込書兼外為口座開設・変更依頼書兼印鑑届

お申込日	年 月 日
------	-------

株式会社 三井住友銀行 太枠の中のみご記入ください。該当箇所には「○」印をお付けください。

おところ	〒 —									
おなまえ										
申込代表 口座	(店番号:)	支店	出張所	科目						
				普通						

上記申込代表口座店に外為口座を開設(すでに保有している場合を除く)し、SMBCダイレクト／外国送金サービスを申し込みます。なお、申込にあたり以下の内容を登録します。

1.英文住所・英文名

英文住所・英文名をご記入ください。(本人確認書類に記載されたご住所の英文住所・英文名に限られます。) 外国送金手続時には以下にご記入いただく英文住所・英文名が関係銀行に伝達されます。

英文住所

番地・部屋番号等																			
都市名																			
都道府県																			
国名																			

英文名(ご自身の英文表記のお名前をご記入ください。)【例】名前:若草 太郎、英文名:ZHANG SAN

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2.手数料引落口座

手数料引落口座の指定	お届け印	上記のSMBCダイレクトの申込代表口座を送金取組後の組戻・変更手数料等に関する手数料引落口座として指定します。

- ※ 送金取組時の送金手数料等の引落口座は、この指定に関わらず送金手続の都度、申込代表口座店のサービス利用口座(普通・貯蓄・当座)から選択いただけます。
- ※ すでに外為口座を保有し、手数料引落口座を指定している場合は、当該口座をSMBCダイレクトの申込代表口座に変更します。

3.個人番号(マイナンバー)

※いずれかをチェックしてください。

☐ 個人番号が付番されている。 ☐ 個人番号が付番されていない。

(以下銀行使用欄)

受付店	外為口座番号	本人確認 (写しを徴求※)	個人番号確認	担当者	照合者
		1.運転免許証 2.資格確認書 3.パスポート 4.個人番号カード 5.運転経歴証明書 6.その他()	1.個人番号カード 2.通知カード 3.登録済み 4.付番無し 5.その他()		

※改印の場合は徴求不要

記帳検証	外為印鑑登録	記帳担当者
(主)		

お申込日	年 月 日
------	-------

株式会社 三井住友銀行 太枠の中のみご記入ください。該当箇所には「○」印をお付けください。

おところ	〒 100 - 0005 東京都 千代田区 丸の内 1-1-2										
おなまえ	若草 太郎						お届け印				
申込代表 口座	講習	支店	出張所	科目	1	2	3	4	5	6	7
(店番号: 388)				普通							

印

上記申込代表口座店に外為口座を開設(すでに保有している場合を除く)し、SMBCダイレクト／外国送金サービスを申し込みます。なお、申込にあたり以下の内容を登録します。

1. 英文住所・英文名

英文住所・英文名をご記入ください。(本人確認書類に記載されたご住所の英文住所・英文名に限られます。) 外国送金手続時には以下にご記入いただく英文住所・英文名が関係銀行に伝達されます。

英文住所

番地・部屋番号等	4	-	6	-	5	K	I	T	A	H	A	M	A	C	H	U	O	-	K	U
都市名	O	S	A	K	A	-	S	H	I											
都道府県	O	S	A	K	A															
国名	J	A	P	A	N															

英文名(ご自身の英文表記のお名前をご記入ください。)【例】名前: 若草 太郎、英文名: ZHANG SAN

Z	H	A	N	G	S	A	N													
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 手数料引落口座

手数料引落口座の指定	お届け印	上記のSMBCダイレクトの申込代表口座を送金取組後の組戻・変更手数料等に関する手数料引落口座として指定します。
	印	

- ※ 送金取組時の送金手数料等の引落口座は、この指定に関わらず送金手続の都度、申込代表口座店のサービス利用口座(普通・貯蓄・当座)から選択いただけます。
- ※ すでに外為口座を保有し、手数料引落口座を指定している場合は、当該口座をSMBCダイレクトの申込代表口座に変更します。

3. 個人番号(マイナンバー)

※いずれかをチェックしてください。

☒ 個人番号が付番されている。 ☐ 個人番号が付番されていない。

(以下銀行使用欄)

受付店	外為口座番号	本人確認 (写しを徴求※)	個人番号確認	担当者	照合者
		1. 運転免許証 2. 資格確認書 3. パスポート 4. 個人番号カード 5. 運転経歴証明書 6. その他()	1. 個人番号カード 2. 通知カード 3. 登録済み 4. 付番無し 5. その他()		

※改印の場合は徴求不要

記帳検証	外為印鑑登録	記帳担当者
(主)		

個人番号告知書

兼 届出書 兼 口座管理申出書

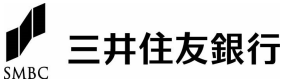


届出日

年

月

日



太枠内にご記入ください。

住所

都道府県

名前

生年月日

年

月

日

【個人番号告知書】

私は所得税法、租税特別措置法、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律、その他の関係法令に基づく告知として、個人番号を届け出ます。

【個人番号届出書】

私は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、口座管理法）、その他の関係法令に基づく届出として、個人番号を届け出ます。

【口座管理に関する申出書】

私は個人番号の取扱に関する「特定個人情報の利用目的について」に承諾のうえ、口座管理法第 3 条の規定に基づき個人番号の利用による預貯金口座管理について申し出ます。

※ご家族の個人番号を取り違える場合がありますのでご注意ください。

個人番号

【個人番号に変更がある場合にのみ記入】

本届出以前に個人番号を届け出ておりますが、変更がありました。
変更前の個人番号は以下の通りです。

変更前の個人番号

ご記入いただいた個人番号が

◇ご家族の個人番号ではない

◇ご本人の個人番号である

ことを確認

-----<銀行使用欄>-----
下記の本人確認は番号法で認められている方法。税法上等の確認と一致しない場合がある。

①番号確認

☐ マイナンバーカード

☐ 通知カード※1

☐ 住民票※2

※ 1 本人確認資料と住所・氏名の一致を確認
(裏書による変更も確認)
※ 2 住民票記載事項証明書も含む

※3 複数チェックする場合は
最も長い保存期間の告知書
として送付先へ送付

②本人確認(番号法および国税庁告示による確認)

顔写真付
いずれか1点チェック

☐ 運転免許証

☐ マイナンバーカード

☐ パスポート

☐ 身体障害者手帳

☐ 運転経歴証明書

☐ 在留カード

☐ 特別永住者証明書

☐ ()

顔写真なし
いずれか2点チェック

☐ 資格確認書

☐ 印鑑証明書

☐ 児童扶養手当証書

☐ 住民票※2

☐ 国民年金手帳

☐ 母子健康手帳

☐ ()

☐ 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証書または納税証明書

☐ ()

保有商品・取扱サービス(告知書としての種類)※3	送付先	保存期間
☐ 預金口座	印鑑届保管センター	解約後10年
☐ 外国送金(窓口・SMBCダイレクト外国送金サービスなど)	東京・神戸伝票センター経由 三井倉庫	7年
☐ クリーンビル取扱時		
☐ マル優/2015年12月以前保有先(原則、制定用度品を使用)	SMBCグリーンサービス	廃止後6年
☐ 無記名公社債	東京・神戸伝票センター 経由 三井倉庫	6年
☐ その他 ()	()	()

口座管理法にかかる本人確認欄

区分

☐ (純新口)口座開設同時

☐ 既存口座(本人確認記録保存なし)、本人確認記録作成

☐ 既存口座(本人確認記録保存あり)にて確認済

取引店

科目

口座番号

() () ()

検証

確認者

受付店名
他店受付時のみ

☐ 支店

☐ 出張所

検証
<51952>

登録※5
<51951>

番号確認
本人確認

交付

受付者

店番号 (口座保有店)	科目	口座番号
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ ()	
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ ()	
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ ()	
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ ()	
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ ()	

※4

☐ 支店

☐ 出張所

※4 本人確認実施の対象口座は一番上に記載する(口座開設同時の場合、新規開設した口座)
※5 個人番号に被膜シールの貼付も行う
預Print416G (上記保存期間に従う 8026 2025.11)

封入後③と貼りあわせる

のりしろ（②の裏とあわせる）



料金受取人払郵便

銀座局
承認

1054

差出有効期間
2028年 5月
31日まで

【切手を貼らずに
お出しください】

日本郵便株式会社 銀座郵便局
郵便私書箱第四号

株式会社三井住友銀行 行



100-8782

004

取扱店

支店

必ずご記入ください

のりしろ（①の裏とあわせる）

差し支えなければご記入ください

差出人

ご住所 〒



②

①

③